

(別添) 旧対照表新規交付要綱整備事業費補助金及び中毒情報基盤設施運営費等補助金

①	べき地保健医療対策事業等	(略)
②	救急医療対策事業	(略)
③	感染症指定医療機関運営事業	(略)
④	医療安全推進事業	(略)
	ア、医療事故情報収集等事業	
	平成16年5月25日医政第0525008号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業	
	イ、産科医療補償制度運営事業	
	平成20年5月15日医政第0515013号厚生労働省医政局長通知の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、公益財团法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業	
⑤	災害医療対策事業等	(略)
⑥	地域医療確保支援事業	(略)
⑦	臨床研究拠点等整備事業	
	ア、臨床研究中核病院整備事業	
	平成23年3月30日医政登0330第15号厚生労働省医政局長通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」(以下、「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床研究中核病院整備事業	
	イ、早期・探索的臨床試験拠点整備事業	
	平成23年3月30日医政発0330第15号厚生労働省医政局長通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認められる者が行う早期・探索的臨床試験拠点整備事業	
	ア、グローバル臨床研究拠点整備事業	
	平成23年3月30日医政発0330第15号厚生労働省医政局長通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認められる者が行うグローバル臨床研究拠点整備事業	
	イ、グローバル臨床研究拠点等整備事業	
	平成23年3月30日医政発0330第15号厚生労働省医政局長通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認められる者が行うグローバル臨床研究拠点整備事業	
	ウ、日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業	
	「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認められる者が行う日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業	
	エ、医薬品等治験基盤整備事業	
	「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認められる者が行う医薬品等治験基盤整備事業	
	(削除)	

- (8) 医療の質の評価・公表等推進事業 (略)
- (9) 異状死因究明支援事業 (略)
- (10) (削除)
- (11) 外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業
「外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業実施団体
公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人患者
受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業

- (10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業
平成24年4月5日医政発0405第22号厚生労働省医政局長通知
別紙「外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業実施要綱」
に基づき、株式会社ニチイ学館が行う外国人患者受入医療機関認証制度
度推進事業
- (2) 中毒情報基盤整備事業費補助金
中毒情報センター情報基盤整備事業
「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、公益財團法人日本中毒情報セ
ンターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業
- (2) 中毒情報基盤整備事業費補助金
中毒情報センター情報基盤整備事業
「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、公益財團法人日本中毒情報セ
ンターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(10)により算出された額の合計額
とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額
を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)
(1) べき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑧により算出さ
れた額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出され
た額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとす
る。
①～⑧ (略)

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額
とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、
これを切り捨てるものとする。
① 救急医療支援センター運営事業
ア. ヘイ (略)

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額
とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、
これを切り捨てるものとする。
① 救急医療支援センター運営事業
ア. ヘイ (略)

1. 基準額	2. 対象経費	2. 対象経費
85,208千円	救急医療支援センターの運営に必要な 次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料	救急医療支援センターの運営に必要な 次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料

1. 基準額	2. 対象経費
108,595千円	

- 3. 職員手当等	
- 4. 法定福利費	
- 5. 金	
- 6. 報償費	
- 7. 需用費 (消耗品費、印刷製本費)	
- 8. 役務費	
- 9. 備品購入費 (サーバー)	
- 10. 使用料及び賃借料	
- 11. 委託料 (上記 1 から 10 に該当するもの。)	

②～③ (略)

(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑥により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① (略)

② DMA T 事務局等運営事業
ア. 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
DMA T 事務局事業	50,000千円	DMA T 事務局の運営に必要な 次に掲げる経費
災害医療調査へリコプター運営事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	災害医療調査へリコプターの運営に必要な次に掲げる経費

DMA T 事務局事業	14,150千円	DMA T 事務局の運営に必要な 次に掲げる経費
		1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 報償費 (謝金) 6. 旅費 7. 需用費 (消耗品費、印刷 製本費) 8. 使用料及び賃借料 (会場 借料等) 9. 旅費 10. 役務費 (通信運搬費等) 11. 備品購入費 1. 旅費

(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑥により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① (略)

② DMA T 事務局等運営事業
ア. 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

DMA T 事務局事業	14,150千円	DMA T 事務局の運営に必要な 次に掲げる経費
		1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 報償費 (謝金) 6. 旅費 7. 需用費 (消耗品費、印刷 製本費) 8. 使用料及び賃借料 (会場 借料等) 9. 旅費 10. 役務費 (通信運搬費等) 11. 備品購入費 1. 旅費

2. 貸借料	2. 基準額	2. 対象経費
3. 需用費 (消耗品費、医療材料費、医療用消耗品費、燃料費、食料費)	90, 186千円	医療事故情報収集等の事業に必要な次に掲げる経費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役務費、委託料
4. 従務費	120, 245千円	医療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役務費、委託料

(3)～(5) (略)

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～② (略)

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～③ (略)

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 医療事故情報収集等事業
ア. ヘイ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
87, 922千円	医療事故情報収集等の事業に必要な次に掲げる経費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役務費、委託料

② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業
ア. ヘイ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
119, 155千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役務費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、

2. 貸借料	2. 基準額	2. 対象経費
3. 需用費 (消耗品費、医療材料費、医療用消耗品費、燃料費、食料費)	119, 155千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役務費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、
4. 従務費	120, 245千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役務費、委託料

(3)～(5) (略)

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～② (略)

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～③ (略)

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 医療事故情報収集等事業
ア. ヘイ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
87, 922千円	医療事故情報収集等の事業に必要な次に掲げる経費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役務費、委託料

② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業
ア. ヘイ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
119, 155千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役務費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、

印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、使用
料及び賃借料、会議費、雜役務費

(3) 産科医療補償制度運営事業
ア. ~イ. (略)

印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、使用
料及び賃借料、会議費、雜役務費

(3) 産科医療補償制度運営事業
ア. ~イ. (略)

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
77,887千円	産科医療補償制度運営事業に必要な次に 掲げる経費（常勤職員給与費、非常勤職員給 与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅 費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、 賃借料、会議費、雜役務費

(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合
計額とする。ただし、機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生
じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ① 臨床研究中核病院整備事業
ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額
とを比較して少ない方の額を選定する。
イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除し
た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	臨床研究中核病院整備事業に必要な次に 掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常 勤職員給与費、法定福利費） 2. 報償費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本 費、会議費、図書購入費） 5. 役務費 6. 使用料及び賃借料 7. 委託料（上記1から6に掲げる 経費に該当するもの。） 8. 医療機器等の備品購入費 9. 医療機器等の設置に要する工事 費又は工事請負費

② 早期・探索的臨床試験拠点整備事業
(略)

③ 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業
ア. ~イ. (略)

① 早期・探索的臨床試験拠点整備事業
(略)

② グローバル臨床研究拠点整備事業
ア. ~イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業に必要な次に掲げる経費
	1. 人件費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費)
	2. 賃金
	3. 報償費(謝金)
	4. 旅費
	5. 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)
	6. 役務費
	7. 使用料及び賃借料
	8. 備品購入費
	9. 委託料(上記1から8に掲げる経費に該当するもの。)

④ 医薬品等治験基盤整備事業
(略)

(削除)

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	グローバル臨床研究拠点整備事業に必要な次に掲げる経費
	1. 人件費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費)
	2. 賃金
	3. 報償費(謝金)
	4. 旅費
	5. 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)
	6. 役務費
	7. 使用料及び賃借料
	8. 備品購入費
	9. 委託料(上記1から8に掲げる経費に該当するもの。)

③ 医薬品等治験基盤整備事業
(略)

④ 治験拠点病院活性化事業
ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	治験拠点病院として治験環境の充実に必要な次に掲げる経費
	1. 人件費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)
	2. 賃金
	3. 旅費
	4. 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)
	5. 役務費(通信運搬費)

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。
ア. イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
1 団体当たり 17,558 千円	医療の質の評価・公表等推進事業に必要な次に掲げる経費
	1. 人件費(非常勤職員給与費、法定福利費等)
	2. 賃金
	3. 報償費(謝金)
	4. 旅費
	5. 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)
	6. 役務費(通信運搬費、雑役務費)
	7. 使用料及び賃借料
	8. 委託料(上記1から7に掲げる経費に該当するもの。)

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを一切捨てるものとする。
ア. イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
1 箇所当たり 7,424 千円	異状死死因究明支援事業に必要な次に掲げる経費
	1. 賃金
	2. 報償費(謝金)
	3. 旅費
	4. 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)
	5. 役務費(通信運搬費、解剖経費、死亡時画像診断経費)
	6. 備品購入費
	7. 委託料(上記1～6に掲げる経

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。
ア. イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
1 団体当たり 20,062 千円	医療の質の評価・公表等推進事業に必要な次に掲げる経費
	1. 人件費(非常勤職員給与費、法定福利費等)
	2. 賃金
	3. 報償費(謝金)
	4. 旅費
	5. 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)
	6. 役務費(通信運搬費、雑役務費)
	7. 使用料及び賃借料
	8. 委託料(上記1から7に掲げる経費に該当するもの。)

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを一切捨てるものとする。
ア. イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
1 箇所当たり 7,424 千円	異状死死因究明支援事業に必要な次に掲げる経費
	1. 賃金
	2. 報償費(謝金)
	3. 旅費
	4. 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)
	5. 役務費(通信運搬費、解剖経費、死亡時画像診断経費)
	6. 備品購入費
	7. 委託料(上記1～6に掲げる経

費に該当するもの)

(10) (削除)

(10) 外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業の交付額は次により算出するものとする。
ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業の交付額は次により算出するものとする。
ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 領	2. 対 象 経 費
13,580千円	外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費(職員給与費、法定福利費) 2. 賃金 3. 報償費(謝金) 4. 旅費 5. 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費) 6. 役務費(通信運搬費、雜役務費) 7. 使用料及び賃料 8. 委託料(上記1から7に掲げる経費に該当するもの。)

(交付決定の下限)
5. (略)

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営基盤整備事業費及び中毒情報基盤整備事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営基盤整備事業費に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。また、東日本大震災復興特別会計にかかる経費は、その他の経費との間で配

(交付決定の下限)
5. (略)

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営基盤整備事業費及び中毒情報基盤整備事業費補助金間の事業に要する経費の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営基盤整備事業費に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

分の変更をしてはならないものとする。

区分	事業名
医療提供体制確保対策費	① べき地保健医療対策事業等 ② 救急医療対策事業等 ⑤ 災害医療対策事業等 ⑥ 地域医療確保支援事業 ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 ⑪ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業
感染症対策費	③ 感染症指定医療機関運営事業 ④ 医療安全推進事業 ⑨ 異状死死因究明支援事業
医療安全確保推進費	⑦ 臨床研究拠点等整備事業
医薬品等研究開発推進費	⑧ 医薬品等研究開発推進費

(2) ~ (15) (略)

(16) 公益財団法人日本中毒情報センター、公益財団法人日本医療機能評価機構及び一般社団法人日本医療安全調査機構は、この補助金に係る支出明細書を第16号様式により作成し、国からの補助金等全額及びその年間収入に対する割合を示す書類を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

(申請手続)

7. この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及び、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦及び⑧の事業
ア、イ、(略)

(2) 公益財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

公益財団法人日本中毒情報センター理事長は、第3号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(申請手続)

7. この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県(1)の①のオ、3の(1)の②のア及び、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦、⑧及び⑩の事業
ア、イ、(略)

(2) 財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

財団法人日本中毒情報センター理事長は、第3号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業
公益財団法人日本医療機能評価機構事長は、第4号の1様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業
財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の1様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(別表)

区分	事業名
医療提供体制確保対策費	① べき地保健医療対策事業等 ② 救急医療対策事業等 ⑤ 災害医療対策事業等 ⑥ 地域医療確保支援事業 ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 ⑩ 外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業
感染症対策費	③ 感染症指定医療機関運営事業 ④ 医療安全確保推進費
医療安全確保推進費	⑨ 異状死死因究明支援事業
医薬品等研究開発推進費	⑦ 臨床研究拠点等整備事業

(2) ~ (15) (略)
(16) 財団法人日本中毒情報センター、財団法人日本医療機能評価機構及び一般社団法人日本医療安全調査機構は、この補助金に係る支出明細書を第16号様式により作成し、国からの補助金等全額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

(4) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業
に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(5)～(6) (略)

(7) 株式会社ニチイ学館が行う3の(1)の⑩の事業
株式会社ニチイ学館代表取締役社長は、第17号様式による申請書に関係書類
を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(8) (1)から(7)まで以外の事業
都道府県知事は、第7号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度
6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)
8. (略)

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
(1) (略)
(2) (1)以外の場合、国は、7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7
の(4)、7の(5)、7の(6)、7の(7)又は7の(8)若しくは8
による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定
(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)
10. (略)

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
(1) (略)
(2) 公益財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業
は、当該年度の事業が完了したときは、第9号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日(6の
(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知
を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものと
する。

(3) 公益財团法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業
は、第10号の1様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の
(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知
を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものと
する。

(4) 公益財团法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業

(4) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業
財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の2様式による申請書に
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものと
する。

(5)～(6) (略)

(7) (1)から(6)まで以外の事業
都道府県知事は、第7号様式による申請書に添えて、毎年度
6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)
8. (略)

(交付決定までの標準的期間)

9. ごの補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
(1) (略)
(2) (1)以外の場合、国は、7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7
の(4)、7の(5)、7の(6)又は7の(7)若しくは8による申請書が
到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含
む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)
10. (略)

(実績報告)

11. ごの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
(1) (略)
(2) 財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業
は、当該年度の事業が完了したときは、第9号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日(6の
(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知
を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものと
する。

(3) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業
財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したとき
は、第10号の1様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の
(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を
受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとす
る。

(4) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業

公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号の2様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に報告するものとする。

（5）～（6）（略）

（7）公募により選定された事業者が行う3の（1）の⑧の事業補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第8号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）までに厚生労働大臣に報告するものとする。

（8）株式会社ニチイ学館代表取締役社長は、当該年度の事業が完了したとき、第18号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に報告するもの

とする。
（9）（1）から（8）まで以外の事業都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度6月30日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（補助金の返還）
12. （略）

（その他）
13. （略）

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号の2様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に報告するものとする。

（5）～（6）（略）

（7）公募により選定された事業者が行う3の（1）の⑨及び⑩の事業補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第8号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に報告するものとする。

（8）（1）から（7）まで以外の事業都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度6月30日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（補助金の返還）
12. （略）

（その他）
13. （略）

第17号様式

番 年 月 号
平成 年度 殿

厚生労働大臣

株式会社ニチイ学館代表取締役社長 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. 国庫補助金所要額調書 (別紙1)
3. 対象経費支出予定額明細書 (別紙2)
4. 事業計画書 (別紙3)
5. 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること。)
 - (2) 委託契約書の写(委託運営している場合)
 - (3) その他参考となる資料

第18号様式

番 平成 年 月
号 日

厚生労働大臣 厳

株式会社ニチイ学館代表取締役社長 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助精算額 金 円
 2. 国庫補助金精算額調書 (別紙1)
 3. 対象経費支出済額明細書 (別紙2)
 4. 事業実績報告書 (別紙3)
5. 添付書類
- (1) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本(当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること。)
- (2) その他参考となる資料